

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則 の一部を改正する省令案等に関する意見公募要領

平成30年10月22日
経済産業省 資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

平成29年12月に立ち上げられた総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会においては、再生可能エネルギーの「主力電源化」を打ち出すとともに、系統制約の克服に向けた論点について集中的に議論を行い、本年5月に取りまとめた中間整理の内容を第5次エネルギー基本計画に反映したところです。

さらに、エネルギー基本計画を踏まえた2030年の絵姿、更には2050年も見据えながら、再生可能エネルギーを社会に安定的に定着した主力電源としていくためのアクセルを踏んでいくことが必要であり、本年8月から同小委員会において、コストダウンの加速化とFITからの自立や、長期安定的な事業運営の確保に向けた議論が行われています。

同小委員会におけるこうした議論の成果・決定事項のうち、特に、既認定案件による国民負担の抑制に向けた対応や再生可能エネルギー発電事業の長期安定化に向けた地域共生の促進等に係る措置をFIT制度の運営に反映させるべく、資源エネルギー庁では、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）及び関係する経済産業省告示の改正に向けた検討を進めているところです。

つきましては、広く国民の皆様から御意見を頂きたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見をくださいますようお願い申し上げます。なお、改正案の詳細については、別添の概要を御参照ください。

2. 意見公募の対象

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等」

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載
- (2) 経済産業省HP

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

平成30年10月22日（月）～平成30年11月21日（水） 必着

5. 意見提出先・提出方法

日本語で記入の上、以下のいずれかの方法で提出してください。

- (1) e-Gov から意見提出フォームへ入力
※可能な限りこちらの方法で御提出ください。
- (2) 郵送

別紙の意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記の住所宛にお送りください。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部

新エネルギー課 法令担当 宛

(3) FAX

別紙の意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記のFAX番号宛にお送りください。

FAX番号：(03) 3501-1365

- ※ 電話での御意見はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ※ 提出いただく意見については、1枚1意見とさせていただきます。なるべく簡潔に、1000字以内でお願いいたします。また、複数の意見がある場合は、複数枚に分けて御記入のうえ、御提出ください。
- ※ 図や絵などによる意見提出は、お控えください。

6. その他

皆様から頂いた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、頂いた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。